

よくある質問集 (FAQ)

Q1. 理事が運営に全く参画せず、連絡も取れない。

A1. 何とか連絡を取り、①感謝→②方向性の明示→③期待→④質問をしてみましょう。

現状、本人への期待と本人がすべきと考えていることにギャップがあると思われます。

これまでの参加に「感謝」しつつ、今後の団体の「方向性」を伝えましょう。そのうえで、本人への「期待」（方向性実現に向けて、どのような役割を期待しているか）を共有し、協力していただけるか「質問」してみましょう。この質問で相手がハイと言えれば殆どの場合良い方向に進みます。

Q2. 理事の協力者が代弁者となり経営に口を出してきて困っている。

A2. 有意義なアドバイスもあるかと思われます。その際は正式に理事になっていただくことを前提に、それまで少し待っていただくことをお伝えしましょう。悪意がある場合は、アドバイスには感謝しつつ、理事の役割を説明し、あとは理事の間で決定させていただく旨をお伝えしましょう。

Q3. 法人が負債を負った場合、理事個人に賠償責任が生じるか。

A3. 法人と理事個人は、別の法人格です。法人が負債を負っても、それは法人の負債であって、理事個人の負債ではありません。理事個人が、その負債を支払う義務ありません。ただ、相談内容は、法人が負債を負った場合に、理事個人に賠償責任が生じるかという内容です。法人が多額の負債を負って支払不能となり、債権者に損害を与えた場合、それが理事の放漫運営が原因であれば、理事個人の不法行為（放漫運営）により他人（債権者）に損害を与えたとして、損害賠償責任が生じます。なお、法人の負債について、理事個人が保証人になれば、法人が負債を返済できない場合に、理事個人が保証債務の履行として法人の負債を弁済しなければならないことになります。

Q4. 日常の事業で使用するための車（150万円相当）の寄付を受けた。仕訳勘定科目を知りたい。

A4. 固定資産の現物寄付を受けた場合は、「公正な評価額」をもって資産計上(車両運搬具)した後、減価償却を行います。相手勘定は、資産受贈益勘定もしくは車両運搬具受贈益勘定を使用します。

(借方) 車両運搬具 1,500,000 / (貸方) 資産受贈益 1,500,000

Q5. 設立登記時に提出する『財産目録』について、今は準備しかしておらず、財産は無い。どう書けばよいか。

A5. NPO 法人は資産ゼロでも設立可能な法人です。設立時に保有財産がなければ、資産ゼロの財産目録を提出します。

Q6. 定期預金は固定資産に計上できるか。

A6. NPO 会計基準において、「特定の目的のために資産をもつ場合、保有目的を示す具体的な科目名をつければ特定資産として計上できる」と規定しています。定期預金であることをもってただちに固定資産に計上するのでなく、特定の目的のため資金を別に確保しておくという意味で定期預金とした場合、固定資産に具体的な名称を付して計上します。

Q7. 『ボランティア受入評価益』と『ボランティア評価費用』の付け方が分からない。

A7. 「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」は本来かかったであろう人件費を示すために表示するもので、法人の任意により注記する場合と、注記に加え活動計算書に計上する場合があります。注記は、世間相場などをもって金額を合理的に算定できる場合記載し、活動計算書に計上する場合は、料金表など具体的に金額を把握できる場合に計上します。

Q8. 事務所でイベントを行った。余った余剰金はどうしたらよいか。

A8. 余った余剰金は法人判断で、法人の活動に使用していきます。会計上、イベント事業にかかる損益は活動計算書に反映され、結果余剰金は現預金という資産で著わされます。この現預金に使用制限はないので、法人の判断で法人活動に使用することができます。また、当イベントが税法上の収益事業である場合は、税務申告（及び納税）が必要です。

Q9. 企業から寄付の受け入れをすることになった。どのようにしたらよいか。

A9. 事務処理は寄付金台帳を整備したうえで領収書を発行します。会計上は、受取寄付金勘定で受け入れ、使途が制約されている場合は、その使途ごとに受入金額、減少額及び事業年度末の残高を注記します。

Q10. NPO 法人が株式会社から電話を借りている。この場合の通話料は寄付に該当するか。

A10. 原則的には、株式会社から寄付を受け電話料を支払ったとして寄付金に該当するかと判断します。しかし、会計上の計上については計上の有無、もしくは施設等受入評価益・施設等評価費用で計上するかなど「重要性の原則」をもって判断することになるかと思えます。

Q11. 初めての事業年度末を迎える。何をしたらよいか。

A11. 毎事業年度終了後、NPO法人は事業報告書等を作成し、事務所での備置き及び所轄庁への提出を行うとともに、組合等登記令第3条第3項による資産の変更登記、貸借対照表の公告（平成28年NPO法改正第28条の2関係）を行う必要があります。

Q12. NPO 法人として設立認証されたが、登記をするのが遅くなり6ヶ月過ぎてしまった。

A12. 内閣府Q&A 2-1-6 参照

法人の設立が成立するのは、設立の登記を行ったときです。上記内閣府Q&Aのとおり、設立の認証の通知があった日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において登記をすることとされており、この期間を過ぎた場合には、過料が科せられることがあります。

また、6か月間登記を怠った場合には、NPO法第13条第3項の規定により、所轄庁が設立認証を取り消すこともあります。

なお、設立の認証があった日から6か月を経過しても登記をしない場合には、当該認証の通知をもつての設立登記ができなくなります。

法人の設立を成立させるためには、所轄庁へ別途「現存証明書」の交付申請を行い、交付された現存証明書を設立登記の添付書類とし、設立の登記を行ってください。

Q13. 定款の変更に際し、認証申請と変更届を同時に提出できるか。

A13. 内閣府Q&A 2-2-8 参照

Q14. 代表を含め4人の理事で運営しているが、代表が3人を辞めさせるため、多数の正会員を入会させ臨時総会を開催するようだ。なんとか止めたい。

A14. NPO法第11条の規定により、特定非営利活動法人の定款には、社員の得喪に関する事項、役員に関する事項、会議に関する事項など、14の必要的記載事項を規定しなければならないこととされているため、法人の定款には、会員の入会手続きや、役員の選出方法、総会の開催方法等の規定が、必ず設けられています。法人の運営は、定款に基づいて行われるので、まずは貴法人の定款の記載内容をご確認ください。

FAQに無いご質問はTOPページ「専門家メール相談フォーム」よりお送りください。

